

東京医療保健大学公開講座規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第65条に基づき、東京医療保健大学（以下「本学」という）が開設する公開講座について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 公開講座は、大学の教育と研究の成果を公開し、地域住民に医療・健康・保健に関する情報を広く提供し、健康生活へのニーズに応えること、併せて保健医療関係者の資質向上に寄与することを目的とする。

(公開講座委員会)

第3条 公開講座の円滑な運営を図るため、公開講座委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 大学経営会議にて任命する各学科教授1名
- (2) 大学経営会議にて任命する各学科准教授若しくは講師及び助教1名
- (3) 教務部長
- (4) 研究協力部長
- (5) 企画部長

3 委員会に委員長を置く。委員長は、大学経営会議にて任命する。

4 委員会は、次の事項について審議立案する。

- (1) 公開講座の企画立案に関する事項。
- (2) 公開講座の開催及び運営に関する事項
- (3) 公開講座の評価に関する事項
- (4) その他、公開講座に関し必要な事項

5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

6 委員の任期は1年とする。

7 オブザーバーは委員長の指名により委員以外のものが参加できる。

(実施時期及び場所)

第4条 公開講座の実施時期及び場所は次のとおりとする。

- (1) 開催時期は、学生の授業に支障のない時期を原則とする。
- (2) 開催場所は本学を原則とするが、テーマや地域住民の要望によっては本学以外の場所でも開催することができる。

(受講料)

第5条 公開講座の受講料は、その都度別に定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を企画部内に置く。

(その他)

第7条 この規程で定めるもののほか、公開講座について必要な事項は、委員会の議を経て大学経営会議で決定する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

公開講座実施細則

本細則は、東京医療保健大学公開講座規程に基づく公開講座の実施に関して必要な細則を定めるものである。

1 公開講座の実施主体について

本学が実施する公開講座の実施主体は、学科及び全学とする。また、全学で実施する公開講座については「公開講座実行委員会」を設け実施するものとする。

2 公開講座の実施手続きについて

- ① 原則前年度に、学内から別紙様式により、次年度の公開講座実施計画(案)を公募する。なお、全学実施の公開講座については原則、複数の教員の企画による公開講座実施計画(案)とする。
- ② 公開講座実施計画(案)は公開講座委員会で審議し、審議結果を大学経営会議に諮り当該年度の公開講座を決定する。

3 公開講座に要する経費及び受講料の算定について

- ① 公開講座に要する経費は、受講料、学内経費及び協力団体等からの援助資金をもって充てる。
- ② 公開講座の受講料は、当該公開講座の内容等を勘案し公開講座ごとに決定する。ただし、大学の施設を使用する場合の施設使用相当額及び専任教員に係る経費は、原則として受講料には含まれないものとする。

4 公開講座を担当する教員への対価及び評価について

- ① 公開講座を担当する教員が、平日の5時限終了後以降及び休業日に公開講座に関する職務を遂行した場合は、職位に準じ、一定の額を支給するものとする。
- ② 公開講座及び公開講座を担当した教員については、自己点検・評価委員会等で大学の地域貢献並びに教員の教育研究の実績として適正に評価するシステムを確立する。

5 公開講座実施後の報告について

公開講座の実施主体は、公開講座終了後1ヶ月以内に、所定の様式により、学長へ当該公開講座の実施について報告することとする。

令和____年度公開講座実施計画（案）

東京医療保健大学

公開講座の名称			
実施主体	（ 学 科 ）		代 表 者
	（ 全 学 ）	企 画 者	
共催・協力団体等			
受講対象			
募集人数			
受講料			
実施予定日時			
実施予定場所			
公開講座の趣旨・目的			
公開講座の実施内容			
そ の 他			
予 算 概 算			